

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月の国民年金保険料及び46年4月から49年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年1月まで  
② 昭和43年2月  
③ 昭和46年1月から49年3月まで（付加保険料）

昭和35年10月1日に資格を取得し、それから未納となっている43年1月まで、地元の納税組合員による集金で納付していました。

その時納税組合員の人達は、納付書や手帳は持っていなかったと記憶しています。

また、昭和43年2月の国民年金保険料及び46年1月から49年3月までの付加保険料も納付したはずです。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年2月の国民年金保険料及び46年1月から49年3月までの期間の付加保険料については、社会保険事務所が保管する「国民年金保険料納付済被保険者について（通知）」から、53年3月23日に納付されていることが確認できる。

ところで、保険料が納付された昭和53年3月23日当時は、申立期間②の国民年金保険料は時効により納付できず、また、申立期間③の付加保険料はさかのぼって納付できない保険料である。

しかしながら、当該保険料は還付された事実が認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことが明らかであり、時効等により保険料を納付できないことを理由に申立期間の保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

ただし、申立期間③のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録の訂正は不要である。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、A 町保管の国民年金被保険者名簿で申請免除となっていることが確認でき、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳も同様の記録となっている。

また、申立期間①の保険料について、申立人は、当初地元の納税組合で納めていたと主張し、その後役場窓口での納付又は役場職員が集金に来ていたとするが、当時の地元納税組合関係者及び役場担当者から事情聴取したものの、いずれも納付状況等が確認できない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月の国民年金保険料及び 46 年 4 月から 49 年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私の母は、国民年金保険料は納めなければならないと私が結婚するころまで納付してくれていた。

なお、私の母は、昭和53年11月に再婚したが、私の名字が変わった年の1年分が未納とされており、今更納めていないと言われても納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、強制加入となった昭和51年10月以降の国民年金保険料を申立期間を除きすべて納付している。

また、申立人の保険料は、結婚する直前まで母と一緒に納付していたとしており、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和51年10月から申立人が結婚する直前の58年6月までの保険料は、親子一緒に同一日に現年度納付されていることが確認でき、申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、保険料を納付していたとする申立人の母は、既に他界しており、当時の状況を聴取することができないが、A市保管の上記名簿によると、母が再婚した日にA市の国民年金担当窓口で婚姻による氏名変更の届出を行っており、同時に申立人も母の夫との養子縁組による氏名変更の手続きを行っていることが確認できる。その時点で納付期限内であった申立期間の

保険料を未納としていることは前後の納付状況からみても考え難い。

加えて、申立人の母の納付記録をみると、昭和41年7月から44年3月までの保険料を46年8月に特例納付するなど納付意識は高かったものと推認できるが、社会保険庁の記録では、38年4月から39年3月までの期間及び申立人と同様に53年4月から54年3月までの期間の保険料が未納とされている。しかし、A市保管の上記名簿では、38年4月から39年3月までの保険料を納付していることが確認できる上、ほかに過誤納や充当処理が生じているなど、A市において申立期間を含む納付記録の管理が適正に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から39年3月まで  
年金相談会だったと思うが、担当者から「納めないで後で年金がもらえない。」と言われたので、お金を持って行ったところ、その場で納付書をもらい、3年間さかのぼって納付した。  
そのとき、1か月100円で担当者から「さかのぼって納めると空きが無く、納付したことになる。」と言われた。  
国民年金手帳に添付されている納付書・領収証書のとおり、申立期間の2年間は納付していたので、未納があることについて納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間中、申立期間を除き保険料を完納しており、申立人の夫も昭和36年度分を除き満60歳の前月まで保険料を完納している状況などからみて、申立人及びその夫の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書・領収証書（昭和45年8月3日付け及び46年1月18日付け）を所持していることから、昭和37年度と38年度の保険料を完納しているものと認識していたと推察される。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和37年度及び38年度の保険料（申立期間の月額保険料100円の24か月分、計2,400円）については、第1回特例納付期間中であつたため、昭和37年4月から同年8月までの保険料（月額保険料450円の5か月分、計2,250円）として充当され、差額の150円について

は、誤納として記載されているが、還付された記録も無いことなどから、行政側としては、申立人に事実関係を通知し、不足分の納付を促す措置を採っていれば、納付意識の高い申立人は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から45年9月まで  
② 昭和46年4月  
③ 昭和49年4月から同年9月まで

申立期間①及び②については、昭和44年当時、銀行には毎月、市役所には数か月に1度行っており、その際に納めたはずなので納め忘れないと思う。

申立期間③については、国民年金保険料の納付はわたしがやっていたので、主人が納まっているならわたしも納めていないはずがないと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張するところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間後の期間について夫の保険料と一緒に納付していることが確認できる上、夫については、上記被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間の国民年金保険料は納付済みという記録になっている。

一方、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、昭和42年11月1日に資格を喪失し、45年10月15日に任意加入に



より資格を取得し、46年4月1日に資格を喪失した記録となっていることから、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない。

さらに、上記名簿の昭和44年度から45年9月までの欄及び46年4月の欄に、それぞれ「不用」の押印があり、申立期間①及び②の納付記録は確認できない。

加えて、申立期間①については、申立人も「自分一人では子供を育てていけないので、昭和44年5月に夫にA市に戻って来てもらい、ゴタゴタしていたので、仕事を辞めてすぐに任意加入の手続をしなかったかもしれない。」と説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

A市役所から督促状が郵送され、高額の保険料を納付した。

領収証が無いためあきらめて、その不足分を補うため、60歳を過ぎてからも国民年金に任意加入し保険料を納付しているが、督促状を出しながら、その市役所が何時の分かわからないというのは、納得できない。

昭和47年度分は、免除申請をした記憶が無い。

## 第3 委員会の判断の理由

A市からの転出先であるB町（現在は、C市）が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間は納付済みの記録となっているほか、昭和46年度から50年度にかけての備考欄には、矢印とともに納付場所と思われる「A市」の記載も確認できる。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びD市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和46年5月10日に申立人の資格が強制加入から任意加入へ種別変更した記録になっているにもかかわらず、申立期間のうちの47年4月から48年3月までの期間は申請免除の記録となっており、行政側の記録管理が十全ではなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年3月まで  
② 昭和60年4月から62年9月まで  
③ 平成元年4月から同年9月まで

自営業のため老後は年金で生活しなくてはと思い、生活を切り詰めても保険料は納付していた。

本人が病気のため、妻である私が申立てをするが、夫が夫婦二人分を一緒に納付していたので、夫婦の記録が違うのはおかしいと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人及びその妻の国民年金保険料は、おおむね同じ日に納付されていることが確認でき、夫婦の保険料を一緒に納付していた状況がうかがえることから、申立期間①のうち昭和56年4月から57年3月までの期間については、申立人の妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料が未納であるのは不自然である。

一方、申立期間①のうち昭和57年4月から59年3月までの期間並びに申立期間②及び③については、申立人の妻も未納である。

また、申立人の妻によれば、保険料を納付していたという申立人は、病气療養中であり、記憶が定かではないため事情を聞くのは難しい状態であることから、保険料の納付状況等の供述を得ることができない。

さらに、申立人が、昭和56年4月から57年3月までの期間を除く申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 9 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 9 月まで

自営業のため老後は年金で生活しなくてはと思い、生活を切り詰めても保険料は納付していた。

夫が夫婦二人分を一緒に納付していたので、夫婦の記録が違うのはおかしいと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人及びその夫の国民年金保険料は、おおむね同じ日に納付されていることが確認でき、夫婦の保険料を一緒に納付していた状況がうかがえることから、申立期間③のうち昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料が未納であるのは不自然である。

一方、申立期間①及び②並びに③のうち平成元年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の夫も未納である。

また、申立人によれば、保険料を納付していたという申立人の夫は、病气療養中であり、記憶が定かではないため事情を聞くのは難しい状態であることから、保険料の納付状況等の供述を得ることができない。

さらに、申立人の夫が、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間を除く申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月8日から同年11月1日までの期間については、船員保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月から31年9月まで  
② 昭和33年9月から同年12月まで  
③ 昭和34年8月から同年10月まで  
④ 昭和40年9月から同年12月まで  
⑤ 昭和41年7月から同年9月まで  
⑥ 昭和43年5月から45年6月まで  
⑦ 昭和47年5月から47年10月まで

私が平成6年10月から現在まで受給している年金の算定の根拠に、申立期間①から⑤までが含まれていないので、加入記録を訂正してほしい。

また、平成4年4月から6年9月まで受給していた年金の算定の根拠に、申立期間⑥が含まれていないので、加入記録を訂正してほしい。

さらに、平成4年から現在まで受給している年金の算定の根拠に申立期間⑦が含まれていないので加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦については、事業主の回答及び在籍証明書、申立人が保管する確定申告書の写し並びに元同僚2名の証言から判断すると、申立人が、昭和47年6月8日からA社において継続して勤務し、申立期間の船員保

除料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間に、申立人と一緒に勤務していた元同僚2名は、「申立人は、船舶Bに船長として、乗船していた。」旨の証言をしている上、事業主は、「雇用関係にある全乗組員は船員保険に加入させていた。」旨の回答をしている。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年4月の社会保険事務所の記録から判断すると、8万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和30年11月24日、雇止事由 病気」の記載があるほか、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿には、被保険者資格喪失後の継続療養給付を受給していることを示す「喪失後受給」の記録がある。

また、上記名簿では、申立期間①において、申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いことから、船員保険被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間①において陸上での作業に従事していたとしているが、社会保険事務所が保管するC社本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無いことから、厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

申立期間②及び③については、船舶所有者Dの子の妻は、「船舶所有者及びその子(夫)は既に死亡しており、当時の資料は残っていない。」と回答している。

また、当該船舶所有者が経営したE社の元事務長も「社会保険料を控除したことを示す当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人が被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和33年9月22日、雇止事由 講習のため」、「雇入年月日 昭和33年12月16日」及び「雇止年月日 昭和34年8月27日、雇止事由 受講の為」との記載がある。

加えて、船員保険被保険者名簿には、申立期間②及び③において、申立



人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、当該期間において、講習会受講のため陸上で勤務していたとしているが、E社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

申立期間④及び⑤については、申立人が保管する船員手帳に、「雇止年月日 昭和40年9月8日、雇止事由 病気」、「雇入年月日 昭和41年1月26日」及び「雇止年月日 昭和41年7月25日、雇止事由 病気」の記載があるほか、船員保険被保険者名簿には、申立期間④及び⑤において、申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いことから、船員保険被保険者であったとは考え難い。

また、申立人は申立期間④及び⑤において陸上での作業に従事していたとしているが、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無いことから、厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

申立期間⑥については、申立人が保管する厚生年金保険裁定通知書に記載された平均標準報酬月額と、申立人が算出した平均標準報酬月額が相違することから、申立人は平成4年4月から6年9月までの期間に受給していた厚生年金保険の算定の根拠に当該申立期間が含まれていないと主張しているが、これは社会保険庁と申立人の平均標準報酬を算出する過程における端数処理の方法が異なっているためであり、申立期間⑥が算定の根拠に含まれていないとする主張はあたらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月26日に訂正し、42年5月から43年6月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から43年7月31日まで

私は、昭和42年4月から社会保険完備という条件で、A社に採用され、43年7月末まで従事した。

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和42年5月1日から43年7月末までの期間は被保険者記録が見付からないと回答をもらったが、この期間についても勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に昭和43年7月25日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の複数の元同僚は、申立人と同じ業務に従事していたことを証言しており、これらの複数の元同僚は、いずれも厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年5月から43年6月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する申立人及び同僚の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社（現在は、B社）は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年5月1日まで

私は、C社（現在は、D社）に勤務していたが、昭和48年4月1日から新しく設立されたA社に出向し、同年10月1日に元の会社に戻った。

出向した6か月のうち、最初の1か月だけが厚生年金保険未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言、当該事業所に係るD社が提出した資料及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に昭和48年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、申立期間当時、法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたこと

が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和60年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月21日から60年9月21日まで  
昭和55年9月にC社を定年退職し、再雇用で3年間勤め、さらに、A社に2年間勤務しました。添付した給与明細書のとおり、60年9月分の給与まで厚生年金保険料は控除されているので、申立期間は厚生年金保険に加入していたことは間違いがありません。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与明細書及び申立てに係る事業所からの回答書により、申立人がA社に昭和60年9月20日まで継続して勤務し、59年9月から60年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和59年9月から60年8月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の2年間の勤務は明白であり、保険料は給与明細書からも控除されていることが確認できるので、納付しているはずであると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月2日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年10月2日に、資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年3月31日まで

A社B事業所の職長として採用された。最初から正社員として雇われ、給料は本社から、月給25万円を支給された。

保険料、所得税等は天引きされていた。勤務期間中は健康保険証が交付されており病院等で使用した。

当時一緒に勤務した同僚には当該事業所での厚生年金記録があるのに、自分には無いので申立てをした。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人の上司及び同僚の証言から、申立人が昭和53年10月2日から同年12月21日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人とA社B事業所で一緒に勤務したとする上司及び複数の同僚は、「申立人は申立期間において、職長として勤務し、常勤していた。」と証言している上、上司及び複数の同僚は、いずれも厚生年金保険の記録が継続している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿によると、昭和53年10月に資格を取得したほとんどの者の資格喪失日は、同年12月21日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 10 月 2 日から同年 12 月 21 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記名簿から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、これを確認することはできないが、上記名簿によると、申立人は、いったん被保険者資格を取得した後、さかのぼって取消処理をされていることが確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の取消しの届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記名簿によれば、申立期間のうち昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 3 月 31 日までについては、申立人の取消処理された被保険者期間は 53 年 10 月 2 日から同年 12 月 21 日となっていることが確認でき、それ以降の期間については被保険者期間であることをうかがわせる記録が無い上、ほかに当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月21日から46年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を45年3月21日に、資格喪失日に係る記録を46年8月1日に訂正し、45年3月から46年7月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から46年8月1日まで

A社C営業所に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、勤務した期間については加入事実が確認できないとの回答をもらいました。

私は、昭和45年2月1日からA社C営業所に正社員として勤務し、営業所が閉鎖になるため、46年7月31日で退職しました。

給料などの事務処理は、A社B支店で一括して行っていましたが、昭和46年分給与支払報告書によると、社会保険料の金額が記載されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和46年分の給与支払報告書及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和45年3月21日から46年7月31日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

また、A社C営業所の元責任者は、「申立人は正社員として採用され、正社員については、採用した時点から厚生年金保険への加入手続をしていた。」と証言をしている上、申立期間において当該元責任者の厚生年金保険の記録は継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和45年3月から46年7月まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払報告書の保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所が保管する申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所では、昭和45年3月から46年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から47年3月まで

ねんきん特別便で、国民年金保険料の未納期間があることを知り、申立期間の納付記録照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私の保険料については、結婚後は夫の分と一緒に納税組合を通じて納めてきたはずであり、私の分だけ未納となっているに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料は、夫の分と一緒に納税組合を通じて納付していたと主張しているが、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、国民年金手帳記号番号が払い出されたA町（現在は、B市）及び結婚後のC町（現在は、B市）には申立人の国民年金被保険者名簿は保存されていないが、昭和56年8月25日にD市に転入した際に作成された被保険者名簿（紙名簿）の納付記録には、37年6月から47年3月までの保険料は未納となっている。

さらに、申立人は昭和40年5月の結婚後に国民年金に加入し、手続は夫が行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、38年12月6日にA町で払い出されており、申立人自身も20歳となった月から40年4月までの保険料については納付していなかったとしている。

加えて、当時加入していた納税組合の組合員に聴取したところ、「組合長は1年交替で担当し、役場から送付される納付書に基づき、組合長が集金を行っていた。」と証言している。このことから、国民年金加入者が納税組合に加入していた場合、長期間（83か月）にわたって未納となって

いることは考え難い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間は未加入期間であるとの回答をもらいました。

申立期間の保険料は、母親が町内会の国民年金保険料集金係を経由し、町役場に納付しました。

年金手帳再交付時に、社会保険事務所の担当者から、申立期間の保険料は納付済みであり、他の期間についても未納は無いと言われました。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 55 年 5 月 20 日であり、さらに、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、当該名簿が作成されたのは 55 年 5 月であることが確認できることから、53 年当時、申立期間については未加入期間とされており、納付書の発行は行われなかったものと考えられる。

加えて、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで  
申立期間当時、私は学生だったため、父が保険料を納付してくれていた。

今回改めて父に尋ねたところ、税金等を滞納したことや未払いということは無く、当時 A 町 B 地区には納税組合があり、取りまとめをしてくれていたとのことで、個人で入金忘れはできなかったはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

C 市が保管する改製原戸籍の附票によれば、申立人は、昭和 61 年 4 月 8 日から 63 年 3 月 13 日までの間、D 市に住所を定めていたことが確認できることから、申立期間のほとんどが A 町（現在は、C 市）の納税組合を通じては納付することができない期間となる。

また、D 市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）においては、資格喪失日が昭和 61 年 4 月 1 日（届出年月日が 61 年 7 月 24 日）と記載されている上、保険料納付状況欄の昭和 61 年度 4 月欄には不用ということを意味する印があることから、申立人が D 市に在住していた期間は、国民年金に未加入であったことが確認される。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について直接納付に関与しておらず、納付したとされる申立人の両親及び納税組合に確認しても、納付を裏付ける具体的な証言及び関連資料等を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から57年6月まで  
税理士に指摘され、夫婦二人分の滞納分の保険料を妻が現金でA市B支所に納付した。納付した金額は夫婦二人分で100万円以上と記憶している。その後は未納なく定期的に納付している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関わっておらず、妻が納付したと主張しているが、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、妻が申立人の分と一緒に納付したと主張するが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間については夫婦共に未納とされている。

さらに、申立人の妻は「第三子が生まれた後の昭和57年から58年ごろ、税理士に言われて、夫婦二人分の保険料として100万円以上を一括で納付した。」と供述しているが、57年以降であれば、第3回特例納付の実施時期も過ぎていることから、申立期間の多くは時効により納付できない。

加えて、申立期間の納付額が最大となるのは、第3回特例納付の実施時期の最終月である昭和55年6月に50年1月から53年3月までの保険料を特例納付し、その後、通常納付した場合であるが、その場合でも納付額は夫婦二人分で約68万円であり、申立人が主張する100万円以上との金額とはかい離している上、一括納付したとの主張とも相違することになる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から57年6月まで  
税理士に指摘され、夫婦二人分の滞納分の保険料を現金でA市B支所に納付した。納付した金額は夫婦二人分で100万円以上である。その後は未納なく定期的に納付している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は夫の分と一緒に納付したと主張するが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間については夫婦共に未納とされている。

さらに、申立人は「第三子が生まれた後の昭和57年から58年ごろ、税理士に言われて、夫婦二人分の保険料として100万円以上を一括で納付した。」と供述しているが、57年以降であれば、第3回特例納付の実施時期も過ぎていることから、申立期間の多くは時効により納付できない。

加えて、申立期間の納付額が最大となるのは、第3回特例納付の実施時期の最終月である昭和55年6月に50年1月から53年3月までの保険料を特例納付し、その後、通常納付した場合であるが、その場合でも納付額は夫婦二人分で約68万円であり、申立人が主張する100万円以上との金額とはかい離している上、一括納付したとの主張とも相違することになる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月及び55年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月  
② 昭和55年3月から同年8月まで

国民年金の加入手続を自分及び家族はしていないが、申立期間の国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、A社及びB社C支店に集金に来ていた、D銀行E支店の職員に定期積立預金の掛け金と国民年金保険料を支払った記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間①及び②の加入手続、保険料の納付金額に関する記憶があいまいであり、加入及び納付についての具体的な状況が不明である。

さらに、F市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）においても、申立期間は未納の期間となっている。

加えて、申立期間①及び②については、F市が保管する国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、資格の得喪について、昭和54年10月21日に新規取得、54年10月28日に資格喪失、55年3月21日に再取得、55年9月1日に資格喪失、平成10年7月16日に再取得した旨記録されており、これらの資格記録の処理日がいずれも平成10年7月16日であることから、B社C支店の厚生年金保険の資格を喪失した同日に、さかのぼって資格記録の追加が行われたと推認される。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間①及び②の資格

記録の追加変更年月日が平成10年8月17日となっているところ、F市からの報告により資格記録を追加したものと考えられることから、当該期間について納付書の発行は行われず、この時点では時効により納付できなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から48年3月まで  
申立期間当時はA市等に居住していたが、昭和48年に結婚したときに、父から聞いた話では、国民年金の加入手続は父が行い、結婚までの国民年金保険料についても父が納付していたとしている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金への加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び納付を行ったとする父親は既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない。

また、申立人は国民年金の加入及び納付について、父親がB市で行ったと供述しているが、B市が保管する改製原戸籍の附票によれば、申立期間当時に申立人が住民登録していた住所はC区、D区、A市となっており、申立期間の加入手続及び納付をB市で行うことはできない。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が最初に国民年金に加入したのは、昭和48年4月10日の任意加入であることが確認できることから、申立期間は未加入期間のため、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 17 年 11 月から 18 年 8 月末日まで、A 社 B 営業所に勤務し、厚生年金保険には 18 年 3 月から加入していた。

しかし、申立期間の標準報酬月額（15 万円）は、手当分が含まれていない基本給のみであることから、標準報酬月額を実際に支給されていた金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、申立人が勤務していた事業所は、平成 18 年度の算定基礎届において、標準報酬月額を 24 万円とする届出を社会保険事務所に行っていたことが確認できる。

さらに、算定基礎届で決定した標準報酬月額については、平成 18 年 9 月からの適用となることから、申立人が同年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失したことにより、新たな標準報酬月額が取り消されたものである。

これまで収集した関連資料及び周辺事情について総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで

「58 歳時の加入記録のお知らせ」に記載のある加入記録を確認したところ、私が記憶している A 社 B 支店での加入期間が異なっているため、年金加入記録照会票を社会保険業務センターに照会したところ、当該事業所に係る厚生年金保険の加入期間は昭和 44 年 11 月 1 日から 48 年 10 月 17 日までとなっているとの回答をもらった。

私は、当該事業所に昭和 43 年 12 月ごろから勤務した記憶があり、勤務した当初の雇用形態は、嘱託扱いであったと思う。これまで転職の際に 1 年近く無職だった期間は全く無く、最長でも 4 か月か 5 か月程度であったと思うので、再度、申立期間の厚生年金保険の加入状況を調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間内に A 社 B 支店に勤務していたことを推認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の資格取得日は昭和 44 年 11 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当該事業所の当時の主任によると、当該事業所では、「委任行為契約を結んで新規顧客の確保や集金業務を担当してもらい、契約期間が切れる約 1 年後に成績優秀な担当者を社員として採用し、厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、申立人が記憶する同僚も、当該事業

所と委任行為契約を結んで昭和 42 年 9 月から勤務し、3 か月間の営業研修及び 6 か月間の技術・技能研修を修了した 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとしている上、ほかの 3 名の同僚等についても入社後 8 か月から 14 か月経過してから厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、勤務開始後すぐに厚生年金保険の加入となっていない。

加えて、当該事業所の本社は、昭和 60 年 11 月 1 日に社名を C 社に変更後、61 年に申立てに係る事業所を含む 8 支店を閉鎖して平成 12 年に会社を清算していることから、貸金台帳等の関係資料が無く、申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 8 月まで  
② 昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間①については中学校卒業後、集団就職により A 社に就職し、B 工場等に勤務しており、健康保険証や年金手帳を所持していた記憶があるので厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、公共職業安定所の紹介により C 社に採用になり、昭和 45 年 8 月から勤務しているが、厚生年金保険の加入記録は 47 年 4 月 1 日からとなっており、それ以前の期間についても同様の業務に従事していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、元同僚の回答から、申立人が当該事業所に従事していたことは確認できる。

しかし、申立期間における A 社 B 工場の従業員は、20 名前後であったとしているが、同社の昭和 39 年 10 月 1 日現在の役員・職員名簿では、B 工場の欄には 10 名しか氏名の記載が無く、その中に申立人の氏名は見当たらない。

また、元同僚は「申立人を含めた工場採用者の給与は工場経費からの支給であり、厚生年金保険の加入はなかった。名簿の 10 名は本社採用で給与支給方法も異なっていた。」と回答していることから、当該事業所には厚生年金保険の加入者と未加入者が勤務していたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳

に、申立人の氏名は見当たらない。

一方、申立期間②については、当該事業所の厚生年金保険新規適用日は、昭和 45 年 10 月 1 日であり、申立期間の一部は健康保険厚生年金保険適用事業所となっていない期間であるほか、当該事業所に人事記録等の資料は残存していない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者となった昭和 47 年 4 月 1 日以前の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から同年 8 月まで

私は、A社が初めてB支店を設立した昭和 34 年 1 月から同年 8 月まで、管理者として勤務していたが、社会保険事務所から厚生年金保険被保険者期間としての加入記録は無いとの回答をもらったので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人の元同僚は、「当時のB支店の従業員は 25 名程度であり、従業員の顔は覚えているが、申立人については記憶が無い。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いほか、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月から 31 年 10 月まで

私は、公共職業安定所で「厚生年金保険も失業保険も加入しているので安心だよ。」と勧められ、昭和 29 年 6 月から 31 年 10 月までA社で勤務していた。

社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録は見付からないとの回答をもらったが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社内旅行の写真及び元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、厚生年金保険料の控除の有無について、申立人の記憶も不明確である。

また、申立書に記載されている同僚 19 名のうち7名は厚生年金保険の加入記録は無く、社内旅行の写真に写っている同僚計 33 名のうち9名は厚生年金保険の加入記録は無いほか、撮影日が推定できる写真に写っている同僚 18 名のうち、その時点において8名の厚生年金保険の未加入者が確認できることから、当該事業所では一部の社員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立書に記載されている同僚及び社内旅行の写真に写っている元同僚の中には、入社してから数年後に厚生年金保険の被保険者となった者が見受けられるほか、申立人の前任者も厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 2 月まで

私は、昭和 40 年 9 月から 41 年 2 月ごろまで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の加入記録の照会の回答では、A 社で厚生年金保険に加入していた記録が見当たらない。

当時、正社員として勤務しており未加入期間があるのは理解できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認め、年金を支給してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の元同僚の回答及び申立期間当時の勤務実態に関する申立内容から判断して、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、当該事業所は、既に解散しており、元代表者は、「申立期間当時の人事記録等は、残存していない。」と回答しており、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことについては確認できない。

また、社会保険庁の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 16 日から 59 年 9 月まで

平成 19 年 1 月ごろ、私の厚生年金保険期間の調査を社会保険事務所に依頼したが、A社(現在は、B社)の厚生年金保険被保険者名簿に私の名前が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 57 年 2 月から 59 年 2 月までC国、59 年 2 月から同年 9 月までD国にて仕事をするため、A社と業務委託契約書を交わし、社会保険に加入していたはずなので、厚生年金保険期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立てに係る事業所との業務委託契約書並びに住民票及び戸籍の附票の記録から判断すると、申立人は、申立期間当時に海外派遣されていたと認められる。

しかし、当該事業所は「申立人の入社日は不明であり、申立期間当時は、海外で仕事をしていただいた方は、すべて業務委託契約で社会保険には加入していない。」と回答していることから、申立人がA社の社員として厚生年金保険被保険者であったことは確認できない。

さらに、当該事業所には人事記録、厚生年金保険の加入記録等は残存しておらず、申立期間についての勤務状況が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から同年5月1日まで  
② 昭和29年12月30日から31年8月まで

私は、昭和29年3月1日からA社（後にB社に合併）に正社員として採用され、本社に赴いたが、C作業所が多忙とのことで同作業所に赴任し、大学の卒業式は現場から直接行くことを許可された。その後、同年5月ごろにD作業所へ転勤し、同年8月ごろに主任になったが、31年8月20日ごろ退社した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該事業所での加入記録は昭和29年5月1日から同年12月30日までと回答を受けたが、申立期間①及び②は在籍していたので調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における元同僚の回答及び申立期間当時の勤務実態に関する申立内容から判断して、申立人は、申立期間①及び②に当該事業所の当該作業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①については、申立人が記憶している元上司及び先輩は、死亡又は連絡先不明であり、申立人の勤務期間及び保険料控除について確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）には、元上司及び先輩の氏名は確認できるが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、元同僚1名は、申立期間中継続して勤務していたと回答しているものの、社会保険事務所が保管する当該作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）には、昭和29年5月1日資格取得、同年12月30日資格喪失と記録されている。

申立期間①及び②について、当該事業所は、昭和43年1月26日B社に合併したが、同社は、当時の人事記録、賃金台帳等は残っていないと回答している。

また、申立人は、結婚する前月の昭和31年12月10日まで住民票の異動の手続を行っていないとしており、住民票及び戸籍の附票から転勤に伴う住居の異動時期は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 656 (事案 392 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで  
新たな証拠が見付かり、また、訂正すべき点もあることから再申立てするので、申立期間に係る脱退手当金について受給していないことを認めてほしい。

新たな証拠として、友人の A 氏が、昭和 40 年 9 月の A 氏の結婚式の際に、私に対して脱退手当金を結婚資金の一部にしたことを話し、私が「私もそうだったよね・・・。」と話したことを記憶していた。

また、訂正すべき点として、私が脱退手当金を受給したのは、B 社に勤務中の結婚直前と思っていたが、退職しないと支給されないのであれば勘違いだったと思う。B 社の退職日が昭和 40 年 4 月 4 日ならば脱退手当金の申請日と受給日は平成 15 年に C 社会保険事務局社会保険審査官へ審査請求した時に申し立てたとおり 40 年 2 月から 6 月ごろだと思う。

さらに、受給した脱退手当金で購入したものは、着物等であるが、残金を新婚旅行に使ったという記憶は勘違いだったと思う。

加えて、私が受給したことを記憶している脱退手当金の支給方法が銀行口座への振込であれば、結婚したころに C 信用組合に作った通帳に振り込まれていると思われるので調べてほしい。

D 社の被保険者名簿に押されている「脱退」のゴム印の中に確認できる文字は「○年 6 月 25 日」と判読できるので、B 社の退職後の昭和 40 年 6 月 25 日に支給した際の押印であり、B 社の被保険者名簿に押印すべきものを誤って D 社の被保険者名簿に押印したのではないか。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間に係る D 社の被保険者名簿



に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示がある上、申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無いとして、既に当委員会は、申立人が脱退手当金を受給していないものと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、友人の証言などの新たな証拠が見つかったと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 8 日から 31 年 7 月 14 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B支部に勤務していた昭和 28 年 9 月 8 日から 31 年 7 月 14 日までの期間が脱退手当金支給済みとなっている旨の回答をもらった。

私は、退職時に会社から退職手当をもらった記憶はあるが、脱退手当金はもらっていないので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、A社B支部において被保険者資格を昭和 31 年 7 月 14 日に喪失し、同年 8 月 13 日に脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。